

54. 黒い雨訴訟の上告断念

この折々の記の「14. 二つの平和宣言」（2019 年 8 月 16 日）の中で、「黒い雨降雨地域の拡大」について拙文を記した。その結びでは、「平和宣言の中で十数年もの間救済を求めていることに、国は何故救済できないのだろうか」と記した。それに動きがあった。7 月 26 日の「黒い雨」訴訟の国側の上告断念だ。翌日の記事は菅首相が「世論配慮し政治判断」と伝えた。まず、訴訟の経過の概略を次に記す。

15 ～ 18 年：援護区域外の住民が被爆者健康手帳の交付を申請し却下され提訴

20 年 7 月：広島地裁が住民らの全面勝訴の判決。国と県市控訴

21 年 7 月 14 日：広島高裁が住民らの全面勝訴の判決（原告は 84 人で 14 人は死亡という）

同 26 日：菅首相が上告断念を表明

広島地裁の判決は、「黒い雨」の範囲について「もっと広い範囲で降った事実を確実に認めることができる」とし、内部被爆については「黒い雨が混じった水を飲み、付着した食べ物を食べたことなどによる内部被爆の可能性を検討する必要がある。雨の降った時間だけで扱いを分ける合理性はない」などと指摘した。前者は黒い雨の降った場所を「援護区域よりも広範囲」と判断、後者は内部被爆を「降雨時間だけで分ける合理性はない」とした。その上で原告一人一人の証言や診断書を検討した結果、原告全員を被爆者と認め、被爆者健康手帳を交付するよう命じている。高裁の判決も原告全員を被爆者と認定した地裁判決を支持、控訴を棄却し手帳の交付を命じている。全面勝訴だ。その上での首相の上告断念表明だ。記事は原告らの喜びとともに、原告の多くが亡くなっている国の遅すぎる判断を批判する声も伝える。

この上告断念は歓迎だが、どうもスッキリしない。それは厚労省や政府は「上告止む無し」だったのに、首相の政治判断で断念したことによる。首相は判決内容に「政府として受け入れがたい部分もある」という一方、上告断念の理由について「多くの方が高齢者で病気の方もいる。速やかに救済すべきと考えた」という。コロナ対策の迷走等で支持率が大きく下がる中、衆院選をにらみ、世の反発を避けたい思惑が透けてみえるのだ。

「政府として受け入れがたい部分もある」というのは首相談話[※]にも表れている。7 月 27 日付で閣議決定された首相談話の中に次のような文章がある（正式には、『「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話』とある。首相官邸 HP）。

『今回の判決には、原子爆弾の健康影響に関する過去の裁判例と整合しない点があるなど、重大な法律上の問題点があり、政府としては本来であれば受け入れ難いものです。とりわけ、「黒い雨」や飲食物の摂取による内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点については、これまでの被爆者援護制度の考え方と相容れないものであり、政府としては容認できるものではありません』

強い語調に政府の意志があるように感じ、筆者は驚く。ある記事は次のように主張する。

『国の被爆者援護政策は、厚生相（当時）の諮問機関が 1980 年、「被爆地域の指定は科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきだ」と指摘した報告書がベースになっている。今回の談話もそれに沿うものだ。しかし、判決はこの報告書自体を「（被爆地域の拡大に）歯止めをかけることを強く意図して、政策的な見地から作成された」と批判。原爆放射線が人体に及ぼす影響が今なお未解明で、病気の発症におびえる住民の不安一掃が援護法の目的だとし、高度な科学的立証を求めずに被爆者と認める道を開いた』（毎日新聞）。

国は対象範囲が広がることを恐れて談話のような内容になったのだろうか。折角の上告断念もこれでは原告の方々はやりきれない気持ちだろう。今年の平和宣言では「黒い雨」訴訟の国の上告断念にどのように触れられるだろうか。一方的な喜びにはならないに違いない。

※首相談話は首相が伝える言葉の中でも最も重要なもので閣議決定されて公式見解になる、という。

（2021 年 7 月 29 日）